

令和2年度第3回出雲市障がい者施策推進協議会次第

日時：令和2年11月11日（水）

14：00～15：30

会場：市役所本庁6階 全員協議会室

1 開会

2 健康福祉部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 報告

(1) 専門部会の見直しについて

5 議事

(1) 「第2次出雲市障がい者計画」、「第6期出雲市障がい福祉計画」、「第2期出雲市障がい児福祉計画」の素案 資料1・2・3

① 成果目標等について

② 前回からの変更点、意見の反映について

6 その他

(1) 今後の協議会日程

第4回 令和3年2月3日（水）14：00～16：00

7 閉会

「第6期出雲市障がい福祉計画」「第2期出雲市障がい児福祉計画」にかかる 成果目標について

1. 成果目標③「福祉施設から一般就労への移行等」の目標値の修正

県が就労支援事業所に対し実施した「令和元年度福祉施設から一般就労への移行状況調査」に基づき、令和元年度の一般就労移行者数を変更しました。

それに伴い、以下の項目の目標値が変更となります。

項 目	修正後	修正前	掲載
■一般就労移行者数			
令和元年度の一般就労移行者	30 人	20 人	P 40
目標値（令和5年度に一般就労する者）	38 人	26 人	
■就労移行支援を通じた一般就労への移行者数			
令和元年度の一般就労移行者	13 人	8 人	P 40
目標値（令和5年度に一般就労する者）	17 人	11 人	
■就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数			
令和元年度の一般就労移行者	2 人	0 人	P 41
目標値（令和5年度に一般就労する者）	3 人	1 人	
■就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数			
令和元年度の一般就労移行者	15 人	12 人	P 41
目標値（令和5年度に一般就労する者）	18 人	15 人	
■就労定着支援事業の利用者数(令和3年度から令和5年度までの利用者累計)			
令和3年度から5年度までに就労系事業所を退所し一般就労する者	78 人	69 人	P 41
目標値（令和5年度に就労定着支援事業を利用する者）	55 人	48 人	

2. 計画値の追加

以下の項目について、各年度の目標値（活動指標）を定めることの通知があったため、追加します。

●地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者の支援

・保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目	R 3年度	R 4年度	R 5年度	掲載
開催回数（施策推進協議会、専門部会等）	7回	7回	7回	P 43
関係者の参加者数（関係者の実数）	40人	40人	40人	
目標設定及び評価の実施回数（施策推進協議会で実施）	1回	1回	1回	

・各サービス利用者のうち精神障がい者の利用者数

項目	R 3年度	R 4年度	R 5年度	掲載
地域移行支援	10人	11人	12人	P 43
地域定着支援	63人	65人	67人	
共同生活援助	57人	61人	63人	
自立生活援助	6人	7人	9人	

●発達障がい者等に対する支援

項目	R 3年度	R 4年度	R 5年度	掲載
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	市ではこれまで同様、県が実施する家庭療育支援事業の情報提供等や関係団体が実施する事業等の協力・連携を図ることとしています。計画期間においては、ニーズや実態を把握しながら取組を推進します。			P 44
ペアレントメンターの人数				
ピアサポートの活動への参加人数				

●相談支援体制の充実・強化のための取組

項目	R 3年度	R 4年度	R 5年度	掲載
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	28件	28件	28件	P 46
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件	8件	8件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回	

●障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	R 3年度	R 4年度	R 5年度	掲載
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	9人	9人	9人	P 47
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有【体制の有無】	有	有	有	
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有【実施回数】	1回	1回	1回	

●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目	R 3年度	R 4年度	R 5年度	掲載
配置人数	8人	10人	12人	P 85

「第2次出雲市障がい者計画」、「第6期出雲市障がい福祉計画」、
「第2期出雲市障がい児福祉計画」への意見反映について

番号	キーワード	委員からのご意見	対応・考え方	素案 該当箇所
1	障がい者の現状	グラフの数値について、H21年(10年前)も記載が必要では。また、障がい者手帳については、等級が重い方を上にしては。	①各グラフについて、H21年度の数値を掲載しました。 ②等級別の表示方法について、グラフを修正しました。	P.11-16
2	障がい者の現状	発達障がい者の文部科学省の調査数値について、H24の数値も入れるべきでは。 また、高次脳機能障がいに関する数値、難病の一覧もあった方がよい。	①発達障がいの調査については、令和2年度調査は島根県が行ったもので、調査結果は公表されていません。そのため、平成24年度の数値を含め、記載を削除しました。 ②高次脳機能障がいに関する数値については、島根県での相談件数について記載しました。 ③特定医療費受給者証(指定難病)の人数(発行状況)について、資料編から本編に移しました。	P.15-16
3	前計画の進捗と評価	前計画の総括となる数値的なものを入れてはどうか。	各項目について、平成27年度と令和元年度の関連する数値を記載しました。 (1)障がい児支援:サービス利用者数、障がい児通所支援サービス提供事業所数 (2)就労支援:就労支援のサービス利用者数 (3)地域移行支援:精神障がい者で入院期間が1年以上となる者の人数(平成29年度以降の数値) (4)社会参加支援:自動車免許取得助成事業と自動車改造助成事業の利用者数、全国障がい者スポーツ大会に選出された人数 (5)人材育成:相談支援専門員数、「あいサポーター」数 (6)権利擁護、災害時支援:成年後見制度の市長申立て数(障がい)	P.20-24
4	エンパワメント	計画の中に「エンパワメント」の視点が必要ではないか。	「第2章障がい者計画の施策の方向」の、「2.地域生活の充実」の(1)サービス基盤の整備において、以下のとおり追記しました。 「全ての障がい者が、障がいの種別や程度にかかわらず、望む場所で、希望するサービスを受けその人らしく生活するためには、一人ひとりのエンパワメントへ向けての支援を充実させていく必要があります。これにより、障がい者が主体的に生きる生活力をつけ、自己実現を図ることが可能となります。そのためには、各種サービス基盤を整備するとともに、多岐にわたるサービス提供体制を確保することが必要です。」	P.27
5	コミュニケーション	施策の方向のうち、聴覚障がい者のコミュニケーションの項目は、盛りだくさんに思えるので、内容をもう少しすっきりしてはどうか。	文章を整理しました。(前回の協議会資料P25)	P.28
6	注釈	「出雲圏域農福連携推進事業協議会」について、注釈が必要と思われる。 また、「地域包括ケアシステム」は高齢者分野や子ども分野でもそれぞれ同じ名称があるため、注釈が必要では。	それぞれ注釈を追加しました。	P.31 P.32
7	精神障がい者	重点的な取組(枠内)の部分について、フォーマルな関係、インフォーマルな関係の意味が分かりにくい。	「専門機関の連携によるフォーマルな関係」、「お互いが顔の見える関係を築き、その他の関係者の垣根を超えたインフォーマルな関係」に修正しました。	P.32
8	防災	災害時の避難所での合理的配慮の提供について当施設は、市の指定避難所となっており、障がいのある方が避難してこられる可能性がある。福祉避難所だけでなく、どこの避難所にも障がい者がおられることを想定しておくことが大切と思う。また、指定避難所の運営に関しての市のマニュアルが示されることを希望する。 計画の文面では、福祉避難所への支援の充実が記載されていると思うが、指定避難所も視野に入れ、障がい者の受け入れ体制について、避難所となっている団体等との連携が図られるような取組を望む。	指定避難所における体制整備等について、次のとおり追記しました。 「災害時に開設する指定避難所では、避難生活上、配慮や支援が必要な方について、専用スペースの確保や介護用品等の調達、保健師等の専門知識を持った人材配置等の体制整備を進めていきます。」	P.35
9	防災	施策の方向にある、専門知識を持った人材配置等の体制整備とは具体的にどういうことか。	出雲市では、主に保健師を想定しています。計画に追記しました。(上記7のとおり)	P.35

番号	キーワード	委員からのご意見	対応・考え方	素案 該当箇所
10	就労	工賃・賃金向上について、「収入」と言い換えてはどうか。	「収入」では言葉の範囲が広すぎることや、就労に関する説明の部分であるため、「賃金・工賃」という表記に統一しました。	P.40
11	成果目標 (就労移行支援)	成果目標が単年度か、5年度末時点の積み上げの数値か、はっきりしていないため分かりにくい。	一般就労への移行者数の成果目標は、令和5年度(計画期間の最終年度)単年度の目標数値です。	P.41
12	成果目標 (就労移行支援)	成果目標について、現実的には非常に厳しい数字。実績や現状に応じた見直しが必要では。	就労定着支援事業について、第2回の協議会で目標人数48人が高いとのご指摘であり、関係者との調整が必要とのご意見でした。一方、この目標人数は、県が事業所に対して実施した「令和元年度の一般就労への移行状況調査」に基づき、その実績数値を計画に使用するよう、県から通知がありました。その結果、当初見込んでいた数値よりも増加し、目標人数は55人と高くなっています。 第2回の協議会后、関係する事業者の実態を確認したところ、今回設定した目標人数(55人)は、国の目標とする「就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用」している実態を確認できたため、55人のままとしています。	P.41
13	地域共生社会	「地域共生社会」はH28改正の社会福祉法により、用語として出てきた。意味の確認が必要。福祉制度改革の一つ(社会福祉法人の制度改革、地域生活課題) 本文には、「共生する社会」「共生社会」など出てくる。 ※p18の目標の中の「共生社会」はこれで承認されたので変える必要はない。 ※p42(「3.「地域共生社会」の実現に向けた取組」)をどう考えられるか。	「共生社会」で統一します。なお、3.「地域共生社会」の実現に向けた取組」の項目については、国の指針に示されているものですが、これまで取り組んできた内容と変わるものではないため、「共生社会」に統一します。	P42
14	障がい支援区分	出雲市の課題として、(障がい支援区分の)上位区分変更率が全国と比較して高いこと、審査委員の研修受講率が低いことが挙げられる。ここへの対応を記載せず、結果的に認められた支援区分の人数のみの記載では不十分ではないか。せめて計画的に研修受講をする程度の記載があってもよいのでは。	「6. 障がい福祉サービス等の質の向上」の中に、「(3) サービス給付の適正化」の項目を新設し、「公平な障がい福祉サービス利用に資するため、障がい支援区分の認定に関わる審査委員が定期的に研修を受講することにより、適正な審査に努めます。」と記載しました。	P.47
15	医療的ケア児	小学校部への入学に際しては、年長児になってからではなく、できるだけ早期から学校に情報提供をしていただくことで、安全・安心な学習環境を準備したい。早期から学校へ情報提供していただける体制を望む。	文言を次のとおり修正しました。 「●医療的ケア児の支援がライフサイクルに沿って切れ目なくスムーズに行えるように、出雲保健所を中心に関係機関等と協働し、入院中から「在宅療養支援ファイル」を作成します。 ●早期からの医療や教育との連携について、関係者で構成するサービス調整会議や専門部会において具体的に検討していきます。」	P.84